

税の申告について

お知らせします

申告期間

2/16~3/15まで

期間後半は混雑が予想されます。
早めの申告をお願いします。

平成 30 年1月1日現在、行方市にお住まいの方は、申告が必要です。

平成 30 年度（平成 29 年分所得）の市民税・県民税の申告相談は、平成 30 年 2 月 16 日～3 月 15 日までの（土・日を除く）期間、麻生・北浦・玉造の各庁舎で行います。

申告相談の待ち時間を少なくするため、日程表のとおり対象地区を指定しましたが、ご都合がつかない場合は他の日時にお越しください。また、申告期限が近づくにつれて大変混み合い、長時間お待ちいただくようになりますので、お早めに申告相談をされますようお願いいたします。

所得税・住民税申告は、前年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得を申告するもので、住民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となり、また申告をされませんと各種証明書の発行ができないほか、保育園・幼稚園の入園などに必要な書類の発行ができませんので、必ず平成 30 年 3 月 15 日（木）までに申告してください。事前に申告書および収支内訳書等の用紙が必要な場合は、税務課（麻生庁舎）までご連絡ください。なお、北浦・玉造の総合窓口にも用意してあります。

■申告が必要な方

- ①給与収入が 2,000 万円を超えている方
- ②事業所得（営業所得・農業所得）があった方
- ③不動産・利子・配当所得があった方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑤平成 29 年中に会社を退職された方、また年末調整が済んでいない方
- ⑥平成 29 年中に2社以上の会社に勤めていた方で年末調整が済んでいない方
- ⑦公的年金等以外の所得がある方
- ⑧生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
- ⑨土地・家屋等の資産譲渡をした方
- ⑩障害者年金や遺族年金を受けている方
- ⑪前年中に収入のなかった方（扶養に取られている方を除く）
- ⑫諸控除を受けようとする方



■申告が必要ない方

- ①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ②扶養に取られている方（他市区町村在住者の扶養を除く）
- ③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
- ④確定申告をされた方は住民税の申告は必要ありません。

■市役所では受付できない申告

- ①青色申告②株式・土地の譲渡所得③住宅借入金等特別控除（初年度）④繰越損失⑤先物取引⑥消費税申告⑦贈与税申告⑧過年度申告

要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の方で、認知症や寝たきり度（日中ベッド上で過ごす割合）がある一定以上の判断基準を超える方は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用で医療費控除の対象になる場合もございますので、介護福祉課（玉造庁舎 ☎ 0299-55-0111）までお問い合わせください。



■申告に必要なもの

☐マイナンバーが確認できる書類および本人確認書類 ☐印鑑 ☐確定申告書等（税務署から送付されている場合）
☐市民税・県民税申告のご案内ハガキ（市から送付されている場合）
 所得の種類によって下記の表よりお持ちください（申告する内容によって複数にまたがる場合があります）

該当する方のみ	給与・年金所得者	☐ 給与・年金源泉徴収票（紛失された場合は、給与・年金支払者に再発行を依頼してください。市役所では発行できません。）
	事業所得者 （営業・農業・漁業・不動産）	☐ 収支内訳書（必ず作成して持参してください） ☐ 領収書等 ☐ 雑収入（戸別所得補償等） の額のわかるもの ☐ 関係帳簿類（必要に応じて）
	譲渡所得者 （土地などの売買・交換等）	☐ 売買契約書の写し ☐ 領収書 ☐ 買取証明書（公共事業への売買のみ）
	一時所得者 （生命保険などの満期）	☐ 保険会社からの明細書
	退職者	☐ 給与所得の源泉徴収票 ☐ 退職所得の源泉徴収票
	雑損控除を受ける方	☐ り災証明書（初めて雑損控除を受ける場合） ☐ 被害のあった建物等の修繕等に係る領収書 ☐ 昨年の雑損控除計算書 ☐ 昨年の確定申告書の控え（雑損控除の繰越がある場合）
	諸控除を受ける方	☐ 生命保険料控除証明書 ☐ 地震保険料控除証明書 ☐ 国民年金保険料控除証明書 ☐ 医療費の領収書または医療費控除の明細書 ※医療費控除を受ける方で保険会社などから医療費の補てんがされた場合には、明細書も必要となります。
	その他	☐ 通帳等（還付または納税の際に必要。本人名義） ☐ その他上記以外に申告に必要なもの

■申告日程表

申告会場	麻生保健センター	北浦庁舎 2 階第一会議室	玉造庁舎 2 階第一会議室
受付時間	《午前の部》 午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分 《午後の部》 午後 1 時～午後 4 時		
指定日	対象地区	対象地区	対象地区
2 月 16 日（金）	麻生地区	津澄地区	玉川地区
2 月 19 日（月）			
2 月 20 日（火）			手賀地区
2 月 21 日（水）			
2 月 22 日（木）	太田地区	要地区	玉造地区
2 月 23 日（金）			
2 月 26 日（月）			
2 月 27 日（火）	大和地区		
2 月 28 日（水）			
3 月 1 日（木）			
3 月 2 日（金）			
3 月 5 日（月）	行方地区	武田地区	立花地区
3 月 6 日（火）			
3 月 7 日（水）			
3 月 8 日（木）			
3 月 9 日（金）	小高地区		
3 月 12 日（月）			
3 月 13 日（火）			
3 月 14 日（水）			
3 月 15 日（木）			

- 午前中に受付をされた方でも、当日の混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますので、ご了承ください。
- 受付簿は当日午前8時にお出しします。事前予約などはできません。

自宅のパソコンで 申告書等を作成できます！

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内にしたがって金額等を入力することにより、所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができ、自宅のプリンターで印刷すればそのまま税務署に提出（郵送可）することができます。

また、作成したデータは、e-Tax 送信用データとして利用することができます（贈与税を除く）。



■「セルフメディケーション税制」（医療費控除の特例）の利用に当たって

セルフメディケーション税制とは、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間、健康の維持増進および疾病予防のために一定の取り組み（事業主健診、特定健康診査、人間ドック、がん検診、予防接種等）を行う方について、**スイッチ OTC 薬品**（※）の年間購入金額が 12,000 円を超えた場合、その超えた部分の金額（上限金額 88,000 円）が所得控除の対象となる特例の制度です。

なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であるため、従来の医療費控除との選択適用となります。セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、従来の医療費控除は受けられませんのでご注意ください。

※スイッチ OTC 薬品とは

ドラッグストア等で販売されている、医師の処方せんがなくても購入できる医薬品のうち、医療用から切り替えられた医薬品です。対象商品パッケージの多くには、セルフメディケーション税制の対象製品であることを示す識別マークが表示されることになっています。



■利用方法

セルフメディケーション税制を利用するには、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類または証明書の提出が必要です。

【一定の取り組みの証拠書類】

- インフルエンザの予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書または予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称または「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。）
- 特定健康診査の領収証または「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）
- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表（「勤務先（会社等）名称」「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

■医療費控除は、領収書が提出不要となりました

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は、自宅で 5 年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです）。

税務署からのお知らせ

▶潮来税務署では、次のとおり確定申告会場を開設します

会 場 潮来税務署（潮来市小泉南 1358 番地）

開設期間 2 月 16 日（金）～ 3 月 15 日（木）

※土、日曜日を除きます

受付時間 午前 8 時 30 分～

（相談は午前 9 時～午後 5 時）

※申告書の作成には時間を要しますので、**午後 4 時頃まで**にお越しください。なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

※確定申告会場では、**ご自身でパソコンを操作**し、申告書を作成していただくことを基本としています。

▶確定申告書は自宅等で作成し、

郵送で提出を！

確定申告期間中は、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅等で確定申告書が作成できます。

作成した申告書は、郵送により提出することができます。

【問い合わせ】 潮来税務署 個人課税第一部門
☎ 0299-66-6931

水道加入のご案内

【問い合わせ】水道課（泉配水場） ☎0299-55-1108

市では、全ての市民の皆さんが、安心・安全な水道によって健康で快適な生活を送ることができるよう、整備・普及に努めています。

井戸水の場合、一般細菌等の値が水質検査の基準に適合せず、飲用に適さないこともあります。水道の水は、地下水に含まれるにごりや不純物を取り除き、塩素での殺菌を行っています。

また、水道法により 51 項目の水質基準が定められ、安心して飲めるよう厳しい検査を経て、皆さんに供給されます。

まだ水道に加入されていない方は、安心して利用できる水道への加入をご検討いただきますようお願いいたします。

■加入金

口径	加入金
20mm	162,000 円
25mm	226,800 円
30mm	464,400 円
40mm	680,400 円
50mm	1,296,000 円
75mm	3,499,200 円
100mm	その都度管理者が定める

■手数料

種類	手数料
設計審査手数料	1,080 円
工事検査手数料	1,080 円



■水道料金

用途	基本料金（1 カ月につき）		超過料金	
	水量	料金	1 m ³ につき	
一般用	使用水量 10m ³ まで	2,160 円	216 円	－

■メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	45mm	50mm	75mm ～
1 カ月につき	92 円	123 円	154 円	174 円	257 円	1,748 円	2,468 円

※水道引き込み工事には、別途費用がかかります。

空家に関する相談にお答えします！

空家に関する無料相談会

【問い合わせ】総務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

空家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、さらにはまちの活力の低下につながるなど、地域のまちづくりを進める上で大きな課題となっています。

市では、空家の活用をはじめ予防や適正管理等について総合的な空家対策を進めるため、空家所有者等を対象に空家の管理、相続、トラブルなどのさまざまな相談に弁護士・司法書士・宅地建物取引士・建築士の専門家が答えする「空家相談会」を開催します。

相談時間は 1 組につき 1 時間程度です。

■期 日 2 月 17 日（土）

■時 間 午後 1 時～午後 4 時

■対 象 空家所有者等

■人 数 6 組程度（事前申し込みの先着順。定員になり次第締切）

■場 所 麻生公民館

■料 金 無料

■申込方法 1 月 19 日（金）までに、総務課防災交通グループ（☎0299-72-0811）までお申し込みください。



固定資産税（償却資産）の

申告のお知らせ

税務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

償却資産（事業用資産）をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産の所有状況を申告していただくことになっています。

つきましては、申告書等を作成の上、平成30年1月31日までに、税務課（麻生庁舎）へ提出をお願いします。



難病患者福祉見舞金の

請求をされていない方へ

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

市では、難病患者に対して、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るため「難病患者福祉見舞金」を支給しています。

支給対象になる方で、まだ請求をしていない方は早急に申請してください。

■対象者

平成29年10月1日現在、市内に住所を有する方で、茨城県から交付された「指定難病特定医療費受給者証」をお持ちの方

■見舞金額 年額 2万円

■申請締切 2月28日（水）

■必要書類

- ① 指定難病特定医療費受給者証
- ② 難病患者本人の預金通帳
- ③ 印鑑
- ④ 申請者が保護者のときは、保護者であることを証明できるもの（運転免許証など）

市営住宅の

入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

◆みなみ原団地

所在地 青沼841・14

間取り 3LDK 構造 RC造

募集戸数 2戸

■応募資格（次の①～④の全ての要件に該当する方）

- ① 単身入居以外の方で現在住宅に困っている方
- ② 市税等を滞納していない方
- ③ 条例で定める基準内の収入である方
（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額・控除額）÷12≦15万8千円以下
- ④ 入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、必要書類を添付し、都市建設課（玉造庁舎）に提出（申込書は市のホーム

ページからもダウンロードできます。）

■必要書類

- ① 住民票（入居しようとする家族全員が記載されたもの）
- ② 収入等を証明する書類（収入のある方全員の最新の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど）
- ③ 未納がないことを証明できる書類（納税証明書）

その他申し込み状況により、右記以外に必要な書類があるときは、追加で提出していただきます。

■申込期間

1月9日（火）～1月31日（水）

※土日祝日を除く

※申し込みが募集数に達しなかった場合は、募集を継続します（市ホームページでお知らせします）。

■入居者の選考

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い、入居者を決定します。選考後は、住宅清掃・改修工事により、入居までに時間がかかることがあります。

マナーを守って、ペットと共に住みよいまちづくりを



【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

今年は「戌（いぬ）年」。

戌（いぬ）年にちなみ、マナーを守って今年もペットと共にワンダフルな1年をお過ごしください。

昨年は、残念ながら「犬のふん」や「放し飼い」、「捨て犬・捨て猫」の苦情が多く寄せられました。これらは、ペットを飼うルールとマナーを心掛けるだけで改善されるものと思われます。

風光明媚な「行方市」は、住む人全ての財産です。人やペットが、心地よく・安全に暮らすためにも「マナー」について再認識をお願いします。

これまでさまざまな場面で呼びかけてきた、飼い主さんへのルールとマナーは、国や県の法律や条例等で定められています。身近なものをご紹介します。

■犬はつないで飼いましょう。

（動物の愛護及び管理に関する法律第7条）（茨城県動物の愛護及び管理に関する条例第5条・5条の2）

（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 第4・第5）

放し飼いは「人のかむ」ことだけでなく、「排泄物（ふん）」や「繁殖」の問題につながります。犬は、必ずつなぎ、望まれない命が生まれぬよう避妊・去勢手術等を実施しましょう。

猫は屋内で飼うようにしましょう。屋外で飼う場合は、鳴き声、排泄物（ふん）の放置に注意し、また、避妊去勢手術等の繁殖制限の措置を行いましょう。

■散歩は必ずつないで、ビニール袋を持って出かけましょう。

（茨城県動物の愛護及び管理に関する条例第4条：動物の所有者の責任）

散歩には、ビニール袋とスコップを持って出かけていますか。地域はみんなのものです。

飼い主さんにとって、愛犬のふんは「小さなもの」かもしれませんが、他人には「大きな不快」を与えています。必ず持ち帰ってください。

犬の体が大きくなると大変になるのが「散歩」。犬をノーリードで散歩していませんか？放し飼いにして、犬を自由にさせていませんか？見ているとはいえ、排泄物（ふん）の始末ができないことや、飼い犬を制御できず、咬傷事故などにつながる恐れがあります。

飼い犬は、地域の方に迷惑をかけないように、つないで散歩してください。また、飼い犬には鑑札・注射済票や迷子札を、飼い猫には迷子札をつけていただくようお願いします。



行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送（i-FM）（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアが 鹿行地域に拡大しました

Fmかしま



鹿嶋市だけでなく、鹿行地域に向けた番組を放送中です！

ぜひ「エフエムかしま」をお聴きください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

新成人の皆さんへ

20 歳になったら「国民年金」

国民年金は、年を取ったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20 歳以上 60 歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

■国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は 20 歳から 60 歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

※国民年金のご相談・手続き等については、年金事務所または市役所までお問い合わせください。

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3278
国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

シリーズ 国民健康保険

第三者行為の届け出を

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人が、交通事故や犬の咬傷など、第三者（自分以外）の行為によって負傷した場合、被害届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。

本来、その場合の治療費は加害者が負担するべきものですが、国民健康保険・後期高齢者医療が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに国民健康保険・後期高齢者医療の窓口へ届け出（連絡）をしてください。

●第三者行為とは

- ・交通事故（自動車事故、自転車事故）
- ・他人の犬にかまれた、他人に殴られた など

●このような場合も届け出が必要です

- ・自損事故
- ・同乗中の事故などで、相手（加害者）が家族や親戚の場合
- ・相手が不明の場合
- ・ご自身の過失が大きい場合

※相手方との取り決めや、示談をする前に届け出をしてください。示談内容により、第三者行為によって医療機関で受診した治療費について、被保険者ご自身で負担しなければならない場合があります。示談をする場合も、必ず事前に国保年金課へ連絡してください。

●保険証が使えないとき

- ・業務上のけがや病気

※けんかや泥酔、犯罪による傷病については保険証が使用できない場合があります。



【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

税金のお知らせ

不動産公売の案内

今月の税金

○国民健康保険税 第7期
納付期限（口座振替日）は
1月31日です。

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

- 公売日時 3月1日（木）
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 茨城県行方合同庁舎2階大会議室（麻生1700番地6）
- 執行機関 行方市

■公売対象不動産

売却区分 番号	所在	地番	地目	地積（㎡）	見積金額（円）	公売保証金（円）
17-10	矢幡字箕崎	2460番	田	1578	300,000	30,000
17-13	麻生字後堀 麻生字後堀 麻生字後堀 麻生字後堀 麻生字後堀	886番3 889番8 889番12 889番14 889番地8	山林 宅地 宅地 宅地 居宅	211 1006.34 188.41 0.91 135.47	1,230,000	130,000
17-15	井貝字会下山 井貝字会下山	310番1 312番2	畑 畑	1575 492	390,000	40,000
17-16	蔵川字新入田	33番1	田	1714	490,000	50,000
17-22	三和字金上下	2465番	田	1848	470,000	50,000
17-23	小貫字新橋沖	2304番1	畑	1803	570,000	60,000
17-25	小貫字遠沼 小貫字遠沼	1143番19 1143番69	畑 畑	1396 1061	780,000	80,000
17-26	小貫字遠沼	1143番22	畑	1216	380,000	40,000
17-27	玉造字弁才天	乙108番1	田	2421	720,000	80,000

■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎ 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。

■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。

■市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

【問い合わせ】生涯学習課（北浦庁舎）☎0291-35-2111

今、生涯学習活動は、公民館をはじめ、スポーツ、文化、福祉、健康、子育て、介護、産業、環境などさまざまな分野で人材育成のための事業が行われています。

また、地域には専門的な知識や技術を備えた数多くの人たちが生活しています。こうした市民の知見をまちづくりなどのさまざまな分野にも生かし、地域課題の解決に担い手として活躍する場や機会を提供していくことが、これからのまちづくりやボランティア活動の推進のために大切なことです。

生涯学習講演会は、市の総合戦略に掲げる“住みやすい地域プロジェクト”に基づく“まちづくりは人づくり”を進める上での課題や方向性などを再発見するために開催するものです。

■期 日 1月30日（火）午後3時～午後5時10分

■場 所 麻生公民館 2階研修室

■演 題 「地元愛は郷育から」

■講 師 西村 雅司 氏（株式会社燦、キャリア支援アドバイザー）

■内 容 今、地域のコミュニケーションを立て直す時期にきています。行政主導・民間主導、いろいろな形がありますが、目指すところは、地元の活性化。直接的にはできないが間接的にもできる地域づくりについて考えていきましょう。

■日 程 午後3時～午後3時15分 開会

午後3時15分～午後4時45分 講演会

午後4時45分～午後5時 質疑応答

午後5時～午後5時10分 閉会

■主 催 行方市教育委員会

【問い合わせ・申し込み】

生涯学習課・スポーツ推進室 ☎0291-35-2111

北浦公民館 ☎0291-35-3777

麻生公民館 ☎0299-72-1573

玉造公民館 ☎0299-55-0171

図書館 ☎0299-55-1495

参加ご希望の方は、
左記まで
ご連絡ください。



**40W型直管蛍光灯を
電気代約
1/3
LED 管に交換**
有資格者が作業いたしますので安心です！

LED 蛍光管・加工工賃込
シングル 4,980 円
ダブル 7,480 円 税別（特殊品は要相談）

よろずや風間
〒311-3501 茨城県行方市芹沢 821（カザマゴルフ内）
TEL:0299-55-2153 yorozuya.kazama@gmail.com

庭木の刈枝粉碎出張サービス
現地にて刈枝を細かく加工・ゴミを出さずにリサイクルします！

30分 7,800 円～（税別）

30分からの機械による軽作業
穴掘り・ばっさい・除草・除草剤散布・碎石敷（整地）・樹木粉碎
粗大ごみ等の運搬手伝い・LED 蛍光灯加工交換・物の移動・他

よろずや風間
〒311-3501 茨城県行方市芹沢 821（カザマゴルフ内）
TEL:0299-55-2153 yorozuya.kazama@gmail.com

公用車（小型消防ポンプ積載車）を売却します

【問い合わせ】総務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811



消防車の更新に伴い、不要となった車輛を売却します。

- 売却物品 小型消防ポンプ積載車 6台
- 参加申込期間 1月15日（月）～2月2日（金）
- 入札期間 2月19日（月）～2月26日（月）

詳細については、Yahoo! 官公庁オークションのホームページから市ホームページをご覧ください。なお、後日、市ホームページにも案内を掲載します。

■入札物品 1

車 名	小型消防ポンプ積載車（GB-YY101）
排気量	1.99 L
初度登録年月	平成 11 年 2 月
車検満了日	一時抹消済
走行距離	14,891km(平成 29 年 11 月 30 日現在)
最低売却価格	30,000 円（税抜き）

■入札物品 2

車 名	小型消防ポンプ積載車（GB-YY101）
排気量	1.99 L
初度登録年月	平成 9 年 2 月
車検満了日	一時抹消済
走行距離	10,919km(平成 29 年 11 月 30 日現在)
最低売却価格	30,000 円（税抜き）

■入札物品 3

車 名	小型消防ポンプ積載車（GB-YY101）
排気量	1.99 L
初度登録年月	平成 8 年 2 月
車検満了日	一時抹消済
走行距離	17,433km(平成 29 年 11 月 30 日現在)
最低売却価格	30,000 円（税抜き）

■入札物品 4

車 名	小型消防ポンプ積載車（GB-YY101）
排気量	1.99 L
初度登録年月	平成 8 年 2 月
車検満了日	一時抹消済
走行距離	10,882km(平成 29 年 11 月 30 日現在)
最低売却価格	30,000 円（税抜き）

■入札物品 5

車 名	小型消防ポンプ積載車（GB-YY101）
排気量	1.99 L
初度登録年月	平成 8 年 2 月
車検満了日	一時抹消済
走行距離	11,515km(平成 29 年 11 月 30 日現在)
最低売却価格	30,000 円（税抜き）

■入札物品 6

車 名	小型消防ポンプ積載車（GB-YY101）
排気量	1.99 L
初度登録年月	平成 11 年 2 月
車検満了日	一時抹消済
走行距離	8,234km(平成 29 年 11 月 30 日現在)
最低売却価格	30,000 円（税抜き）

新聞も電子版も
茨城ビジネスマンの最新トレンド!

全国紙より 地方紙!

女性にも
役立つ
生活面!

ローカルな
レア情報が
面白い!

県内政治や
企業の話題
充実!

茨城新聞
http://ibarakinews.jp/

全国紙とはヨコが違う!!
地方に強いぞ!!『茨城新聞』。

- 1 高校野球はもちろん小中学生の
各種大会まで、写真付きで
『県内スポーツ』を詳報!
- 2 『同窓の友』や『こども新聞』など
読者に寄り添う大人気企画も!
- 3 お通夜の日時まで掲載、
細やかな『お悔やみ欄』
- 4 県内イベントや地域ニュースなど
旬な情報をすばやくキャッチ!

県産グルメがもらえるキャンペーン
実施中! お申込みは今すぐ!

※当キャンペーンは予告なく終了する場合がございます。

月々購読料 **2,990 円(税込)**

購読のお申し込みは、ハガキまたはファックス、
あるいは下記までご連絡ください。

茨城新聞社

〒310-8686 水戸市笠原町 978-25
茨城県開発公社ビル 3F

通話無料
0120-029-218

【お電話受付】9:00～17:00 ※土日祝日は除く

Fax **029-301-0366**
E-mail hanbai@ibaraki-np.co.jp
【メール・FAX 受付】365 日 24 時間受付